

公立大学法人金沢美術工芸大学 中期目標・中期計画（第1期・第2期比較）

第1期中期目標	第1期中期計画	第2期中期目標（調整案）	第2期中期計画（調整案）
<p>公立大学法人金沢美術工芸大学中期目標</p> <p>前文</p> <p>金沢美術工芸大学は、戦後の困窮の中で市民の熱意により設立され、美術工芸の発展に重要な役割を果たしてきたが、これまでの利便性や効率性に加えて、多様性や心の豊かさが求められる時代において、今後とも、市民の深い理解に支えられる大学として、一層の個性化を図り、責任ある発展を遂げなければならない。</p> <p>公立大学法人金沢美術工芸大学は、豊かな自然の中で固有の文化を育ててきた金沢にあって、美術・工芸・デザインの分野における個性豊かな教育と学術研究に取り組み、「創造都市・金沢」の発展の一翼を担うとともに、新たな芸術を世界に向けて発信する知と創造の拠点となることを目指し、次に掲げる事項を基本目標とする。</p> <p>1 「先達に学び、素材を知り、技を磨き、現代に生きる表現に高めよ。」という「ものづくりの精神」を受け継ぎ、創造性豊かな教育研究活動の実践や多様な国際交流を推進することにより、次代を担う優れた人材を</p>		<p>公立大学法人金沢美術工芸大学中期目標</p> <p>前文</p> <p>金沢美術工芸大学は、戦後の混乱と虚脱のなか、学問を好み、伝統を愛し、美の創造を通じて人類の平和に貢献することを希求する金沢市民の熱意により創立され、豊かな自然環境と歴史的遺産のなかで、美術・工芸・デザインの分野における個性豊かな教育と学術研究に取り組み、文化都市金沢の発展の一翼を担ってきた。</p> <p>今日、エネルギーや地球環境の危機、グローバル化の進行など、価値の転換期にあって、金沢美術工芸大学は、芸術が社会に果たす役割を自ら探し行動する人材を育成し、世界における創造の機会の拡大と多様化に資するために、知と創造の拠点となることを目指す。</p> <p>この実現のために、次に掲げる事項を目標とする。</p> <p>1 未来へつなぐ新しい芸術教育</p> <p>基礎的な造形力をはぐくむ学部教育の充実と、自由で多様な独創性を実現する大学院教育の改革に取り組む。</p>	

<p>育成するとともに、新たな芸術の研究拠点となる大学を目指す。</p> <p>2 産業界、芸術界、大学、行政、市民等との連携を強化し、蓄積された教育研究成果その他の知的資源の社会還元を努めることにより、社会における創造の機会の拡大に資するとともに、芸術が社会に果たす役割を自ら探し行動できる大学を目指す。</p> <p>3 大学を取り巻く社会情勢の変化に迅速かつ的確に対応できる簡素で効率的な運営体制を確立することにより、自主・自律の大学運営の実現を目指す。</p> <p>第1 中期目標の期間及び教育研究組織</p> <p>1 中期目標の期間 中期目標の期間は、平成22年4月1日から平成28年3月31日までとする。</p> <p>2 教育研究組織 金沢美術工芸大学は、教育研究組織として別表に掲げる学部、研究科等を置く。</p>		<p>2 国際的に展開する芸術の研究拠点 学生、教員による教育研究における国際交流を拡大するとともに、芸術に関する国際的水準の研究を計画的に推進する。</p> <p>3 地域に開かれた親しみある学び舎 地域に開かれた大学として、蓄積された知的資源を市民・地域に還元するとともに、芸術を学ぶ多彩な機会を提供する。</p> <p>◆ 中期目標の期間及び教育研究組織</p> <p>1 中期目標の期間 中期目標の期間は、平成28年4月1日から平成34年3月31日までとする。</p> <p>2 教育研究組織 金沢美術工芸大学は、教育研究組織として別表に掲げる学部、研究科等を置く。</p>	
--	--	--	--

<p>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標 (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標</p> <p>ア 芸術に対する高い資質を持つ学生を募集し確保するため、各科、各専攻ごとに、それぞれが求める学生像や能力、適性等について入学者受入方針を定め、これに基づいた学生の選抜を行う</p> <p>イ 学士課程教育にあつては、美術・工芸・デザインの分野において確かな造形の基礎力を修めた職業人を育成するため、教育の実施に関する基本方針を定め、これに基づく特色ある教育を効果的に実施する。</p>	<p>第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置 (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 質の高い学生の受入れ (ア) 伝統的な芸術はもとより、新たな芸術の創造に資する多様な能力と可能性を持つ人材の受入れを推進するため、入学者受入方針を策定し、これを公表する。【22年度】 (イ) 入学者受入方針に応じた学生の受入れを行うため、現行の入学者選抜方法について再検討し、その結果を実践する。 (ウ) 大学院教育の門戸を拡大するため、大学院定数や社会人入学などを検討し、有効かつ実現可能と認められるものについて、具現化を図る。 (エ) 高い資質を持つ学生を確保するため、入試広報を強化する。</p> <p>イ 特色ある学士課程教育の実施 (ア) 少人数教育を徹底した教育方針を明確にするため、学士課程教育の実施に関する基本方針を策定し、これを公表する。【22年度】 (イ) 人間形成のための教養教育を確保し、体系的な理論基礎教育を実践するため、一般教育科目と専門基礎科目の在り方を見直し、カリキュラムを充実する。【24年度改編】 (ウ) ものづくりの精神を習得させるため、金沢の文化や環境などの地域特性を生かした工房教育プログラムを充実する。 (エ) 産学・地域連携研究を授業課題に活用するなど、社会と接点を持つ教育プログラムを検討し、実践的な教育を推進する。 (オ) 専攻にとらわれず、多様な芸術分野を学ぶことができるようにするため、学生が主体的に選択できる基礎的な共</p>	<p>第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標 (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標</p> <p>ア 学士課程教育にあつては、学部の教育目標および各科・専攻の教育方針に基づき、教養教育と専門教育を行い、学位授与方針に定める汎用的な教養と専門的な造形力を修めた職業人を育成するとともに、学部を本学の教育拠点と位置づける。</p>	<p>第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置 (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>・入学者選抜 → (4)に記載する。</p> <p>ア 学部教育 (ア) 教育拠点としての学士課程教育／学士課程教育を、本学の教育拠点として位置づけ、学部の教育目標及び各科・専攻の教育方針に基づき、これに相応しい教育を実践する。 (イ) 教養科目における汎用的な教養、基礎科目における多様な表現／教養科目においては汎用的能力を培う教育を実践し、基礎科目においては多様な表現力を養う教育を実践する。 (ウ) 専攻科目における造形力の向上、充実／専攻科目においては、各分野に要求される基礎的な造形力の向上、充実を図る。 (エ) 産学・地域連携を活用した特色ある教育の推進／各科・専攻の特性に応じた実践的な能力を身につけるため、産学・地域連携を活用した特色ある教育を推進する。</p>
--	--	--	---

<p>ウ 大学院教育にあつては、芸術の多様な領域で活躍できる高度専門職業人を育成するため、教育の実施に関する基本方針を定め、自由で多様な表現を認め育てる高度な教育を効果的に実施する。</p> <p>エ 教育の質を保証するため、成績評価基準と学位授与基準を定め、これを厳正に適用することにあわせ、その検証に取り組むことにより、成績評価の透明性、客観性及び信頼性の向上を図る。</p>	<p>通科目を充実するほか、他大学等との単位互換の活用方法を検討し、有効かつ実現可能と認められるものについて、導入を進める。【24年度改編など】</p> <p>(カ) 美術系教員や学芸員などの専門家養成課程を堅持するため、制度改正に伴う教職関係科目、学芸員養成科目の適切な対応を実施する。【24年度改編】</p> <p>ウ 高度な大学院教育の実施</p> <p>(ア) 深い知的学識を涵養する教育方針を明確にするため、大学院課程教育の実施に関する基本方針を策定し、これを公表する。【22年度】</p> <p>(イ) 産学連携研究や地域課題を研究テーマに活用し、社会と接点を持つ教育プログラムを検討し、大学院生自らがマネジメントを行う実践的で高度な教育を推進する。</p> <p>(ウ) 表現の多様化、自由化や高度化など、学生の多様な学習需要に対応するため、学生が主体的に選択できる共通科目を充実する。【24年度改編など】</p> <p>エ 成績評価の透明性等の向上</p> <p>(ア) 卒業生、修了生の質を保証するため、成績評価基準と学位授与基準を策定し、これらを公表するとともに、成績評価基準については、学生の学修目標設定などに資するため、シラバスへ記載し、学生に明示する。【22年度】</p> <p>(イ) 博士後期課程の学位審査の客観性と公開性を向上させるため、学位授与基準を厳格に適用する仕組みを構築するとともに、博士学位取得者の社会的信頼性の向上に努める。【22年度構築】</p> <p>(ウ) 卒業生やその就職先からの意見聴取などを通して、教育成果の検証が可能な仕組みを構築する。</p>	<p>イ 大学院教育にあつては、造形芸術に関する高度な理論、技術及び応用を研究教授し、芸術の多様な領域で活躍できる高度専門職業人を育成するとともに、大学院を本学の研究拠点と位置づける。</p> <p>ウ 定められた学位授与基準、学位審査基準、成績評価基準を厳正に適用し、また不断に検証することによって、芸術系大学に相応しい教育の成果の測定指標を作成し、教育の質を保証する。</p>	<p>イ 大学院教育</p> <p>(ア) 研究拠点としての高度な大学院教育／修士課程及び博士後期課程を、本学の研究拠点と位置づけ、教育と研究との高度で有機的、実質的な連関を実現する。また、その実現のために、総合的な大学院改革に取り組む。</p> <p>(イ) 多様な教育研究の展開／研究拠点としての大学院に相応しい、実技、理論における多様な教育研究の場を設け、学習需要に対応する教育研究の展開と連関を図る。</p> <p>ウ 成績評価</p> <p>(ア) 成績評価システムの充実／成績評価システムの総合的な検証を行い、公平性、透明性が担保された成績評価を行うとともに、その検証システムを実質的に機能させる。</p> <p>(イ) 教育成果の検証／教育成果を検証するため、芸術系大学としての本学の特性を調査研究し、その特性に応じた教育成果の検証を実施するとともに、教育成果の測定指標（アウトカム・アセスメント）を作成する。</p>
--	---	--	--

<p>(2) 教育の実施体制等に関する目標</p> <p>ア 学生に質の高い教育を行い、教育目標を確実に達成するため、教育の内容や特性に即した教員の適正配置を行う。</p> <p>イ 教育活動を活性化し、学生の自主性や創造性を引き出すため、学生に対する学習指導体制を強化するとともに、教育研究に必要な施設、設備等の充実・整備を行う。</p> <p>ウ 教育の質を向上させるため、教職員の資質向上を図るとともに、教育の方法や内容等について不断の見直しを行う。</p>	<p>(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 職員の適正配置 (ア) 教育プログラムやカリキュラムの充実などに即した教員配置計画を策定し、適正に配置する。【22年度策定】 (イ) 大学院教育に携わる教員の資質を担保するため、大学院指導資格基準を精査し、資格審査を実施する。【22年度精査、23年度試行】</p> <p>イ 教育研究に必要な施設等の充実・整備 (ア) 学生の学習支援を充実するため、自主的な学習や研究活動の支援に携わる教員を配置する。【22年度検討、以降試行】 (イ) 学生の学習効果を高めるため、学内の制作機材や情報メディア機器等を充実・整備する。 (ウ) 制作や表現領域の充実を図るため、学生が共通に使用できる工房施設を整備する。【22年度検討、23年度一部整備】</p> <p>ウ 教育方法や内容等の見直し (ア) 授業内容や教育方法の改善及び教育を支える管理運営や事務部門の能力向上のための組織的な活動（FD・SD活動）に、計画的かつ継続的に取り組み、全学的な教育力の向上を図る。 (イ) 授業内容の改善を進めるため、教員による授業相互評価について検討し、導入を図る。【22年度試行】 (ウ) 学生アンケートや評価機関の評価結果を活用した授業内容の改善を進める。 (エ) 教育内容の向上を図るため、学生の卒業後の動向や活動状況の調査、卒業生、就職先企業等からの意見聴取などを通じ、大学の教育に対するニーズの変化を的確に把握する体制を整える。【中期】</p>	<p>(2) 教育の実施体制等に関する目標</p> <p>ア 教育拠点として位置づけられる学部教育、研究拠点として位置づけられる大学院教育において、それぞれの目標を達成するために必要な組織の見直しを行い、教員の適正配置を行う。</p> <p>イ 学生に対する教育研究指導体制を強化するとともに、教育研究に必要な施設、設備等の充実・整備を行う。</p> <p>ウ 教員の資質向上を積極的に図るとともに、教育の方法や内容等について不断の見直しを行う。</p>	<p>(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 教員の適正配置 (ア) 教員の適正配置と資格審査／教員配置計画及び大学院改革に伴う組織改編に基づき、教員の適正配置、定数管理を行う。また、大学院指導教員資格基準に基づく資格審査を計画的に実施する。</p> <p>イ 学習支援体制及び教育研究設備等の充実・整備 (ア) 学習を支援する教員の配置／授業科目の履修や課外、学外での学習を支援する方法を構築し、実践する。 (イ) 教育研究設備・機器等の整備／教育研究設備・機器等について常に調査、検証し、教育研究計画に基づき更新、充実を図る。</p> <p>ウ 教員の資質向上及び教育方法等の見直し (ア) 教員による授業評価の実施／合評会、ピアレビュー等の教員による授業評価を実施する。 (イ) 学生アンケートや外部評価の活用による授業内容の改善／学生による授業アンケートに基づく教員の授業改善計画書を作成、公開し、授業改善を推進する。</p>
---	---	--	---

<p>(3) 学生への支援に関する目標</p> <p>ア 学生が自主的に学習に取り組むことができるようにするため、学習環境や学習相談体制を整備する。</p> <p>イ 学生が充実した学生生活を送ることができるようにするため、生活面での支援体制を充実する。</p> <p>ウ 学生が適切な進路選択を行うことができるようにするため、就職等の支援体制を充実する。</p>	<p>(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 学習支援の充実 (ア) 個々の学生の自主的な学習を支援するため、オフィスアワーの周知をさらに進め、学習相談の利用を促進する。 【22年度】 (イ) 学内外での学生の作品発表の機会を拡大するため、必要な施設を充実・整備する。 (ウ) 学生の意欲的な学外学習活動等に対する柔軟な支援を検討し、充実する。</p> <p>イ 生活支援の充実 (ア) 学生相談室の機能の向上やメンタルヘルス指導を充実する。 (イ) ハラスメントに関する学生への教育と教職員研修を行い、発生防止を徹底する。 (ウ) 学生生活の経済的な支援を充実する方策を検討し、有効かつ実現可能と認められるものについて、財源の確保に取り組み、効果的な支援制度の構築を目指す。 (エ) 福利厚生面での充実を図るため、学生の意見を広く聴き、改善に努める。</p> <p>ウ 就職支援の充実 学生の進路や就職活動等に対して専門的な助言指導を行うため、情報のデータベース化やキャリアアドバイザーの配置等を検討し、具現化を図る。</p>	<p>(3) 学生への支援に関する目標</p> <p>ア 学習支援体制を検証し、学部教育と大学院教育のそれぞれに相応しい学習支援体制を構築する。</p> <p>イ メンタルヘルスを含む健康管理支援体制及び生活支援体制を継続的に検証し、充実させる。</p> <p>ウ 学部教育、大学院教育の相違や各科・専攻の個別的な特性を考慮し、全学的なキャリア支援体制を構築する。</p> <p>(4) 入学者選抜に関する目標</p> <p>入学者受入方針を不断に検証し、これに基づいて学生の選抜を適切に行う。また、大学の入試広報を積極的・計画的に行う。</p>	<p>(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 学習支援体制の整備 (ア) 学習相談の利用の促進／授業科目の履修に関する総合的な相談・支援体制を検証し、さらなる活用を進める。 (イ) 学外学習活動等への支援の充実／授業科目以外の課外、学外の活動に関する支援体制を検証し、充実を図る。</p> <p>イ 生活支援の充実 (ア) メンタルヘルス等の支援の充実／学生のメンタルヘルス等について、全学的な啓発・相談・支援体制を検証し、さらなる活用を進める。 (イ) ハラスメント対策等の推進／キャンパス・ハラスメントに関する学生への教育と教職員の研修を行うとともに、防止体制を検証し、発生防止を徹底する。 (ウ) 効果的な学生支援の推進／大学独自の奨学金制度や学生顕彰制度を充実させ、効果的な学生支援を推進する。 (エ) 学生との意見交換の実施／学生代表と学生支援委員会教員等との意見交換を行い、学生支援の総合的な充実に役立てる。</p> <p>ウ キャリア支援の充実 (ア) 進路・就職支援体制等の充実／全学的な進路支援体制を整備する等、学生のキャリア支援に関する総合的な体制の整備と個別指導の充実を図る。</p> <p>(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 入学者選抜 (ア) 入学者受入方針の検証／入学試験とアドミッション・ポリシーの整合性を検証する。 (イ) 入試方法の改善／入試方法について総合的に検証し、適切な改善を行う。</p>
---	---	---	---

<p>2 研究に関する目標</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標</p> <p>ア 芸術の分野において、世界に通じる研究拠点を形成するため、新たな芸術の創造に資する高度な調査研究や地域の特色ある課題に積極的に取り組む。</p> <p>イ 芸術の振興・普及を促進するため、調査研究の成果を体系的に蓄積し、有効活用を図るとともに、国内外に向けて積極的に発信する。</p>	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 高度な調査研究や地域の特色ある課題への取組 (ア) 金沢の伝統工芸の保存・継承・発展に資するため、工芸研究の強化などの地域研究課題に取り組む。 (イ) 世界に通じる研究拠点となるため、国際的な共同研究に取り組む。 (ウ) 若手教員の研究の高度化や大学の特色ある研究を推進するため、教員研究費の効果的な配分に努める。 (エ) 文部科学省の大学に対する補助制度等を活用し、大学の研究活動を推進する。 (オ) 文部科学省科学研究費補助金において、段階的に申請件数の増加を図り、計画期間最終年度には10件の申請を目指し、これを通じて教員個人の研究活動を活性化する。</p> <p>イ 調査研究成果の蓄積、有効活用及び発信 (ア) 効果的な研究成果報告の在り方を検討し、制度化する。【22年度】 (イ) 研究成果を効果的に発信するため、国内外への出品、教員作品展、学会誌、大学紀要などの様々な企画や媒体を通じ公開する。 (ウ) 研究成果の利活用を図るため、その成果を整理・蓄積し、公開する。</p>	<p>2 研究に関する目標</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標</p> <p>ア 芸術の分野において、地域の文化を振興し、また国際的な交流を促進する研究を行い、研究拠点を形成する。</p> <p>イ 研究・調査の成果を体系的に蓄積し、国内外に対して広く効果的に発信・展開する。</p>	<p>(ウ) 入試広報の強化／入試広報について総合的、多角的に調査研究し、効果的で積極的かつ計画的な入試広報を実施する。</p> <p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 高度な調査研究や地域課題の研究への取り組み (ア) 金沢をはじめとする地域文化の研究／金沢をはじめとする地域文化について、本学独自の視点による高度な水準の研究に取り組み、その成果を公開する。</p> <p>(イ) 本学の特色を活かした国際的水準の研究／本学の特色を活かして、芸術・文化等に関する国際的水準の研究に取り組み、その成果を公開する。</p> <p>(ウ) 高度な研究や特色ある研究に対する研究費の支援／教員研究費の制度を計画的に検証し、高度な研究や特色ある研究などに対する研究費の効果的な配分を行う。</p> <p>イ 研究成果の有効活用と積極発信 (ア) 研究成果の整理・蓄積、公開・展開／本学が取り組む研究について、その成果を効果的、計画的に整備・蓄積し、また公開・展開する。</p>
--	---	--	---

<p>(2) 研究実施体制等に関する目標</p> <p>ア 特色ある研究活動を積極的かつ効果的に推進するため、研究実施体制や研究環境を整える。</p> <p>イ 研究の質を向上させるため、研究の方法や内容等について不断の見直しを行う。</p> <p>3 その他の目標</p> <p>(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標</p> <p>市民の生活文化の向上や地域の課題解決に貢献するため、産業界、芸術界、大学、行政、市民等との連携を強化し、教育研究成果を積極的に社会に還元する。</p>	<p>(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 研究実施体制等の整備 (ア) 教員が研究に取り組むための柔軟な研究環境を整える。【前期：現状分析、中期：改善】 (イ) 教員の中長期の研究を可能とする学内体制を検討し、制度の構築を目指す。【前期：試行】</p> <p>イ 研究方法や内容等の見直し 研究活動とその成果に対する点検・評価を行い、その結果を次の研究活動に反映することのできる仕組みを検討し、試行により効果を検証しながら、適正な制度の構築を進める。【前期：検討試行】</p> <p>3 その他の目標を達成するための措置</p> <p>(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 「創造都市・金沢」の発展の一翼を担うとともに、都市計画、まちなみ保全、景観などに関する施策の協働に積極的に取り組む。 イ 企業等からの受託研究や共同研究などにおいて、教育と研究の観点から大学が取り組む意義のある研究を積極的に実施する。 ウ 大学の知的資源の特性を生かし、他大学や各種研究機関との共同研究を実施する。 エ 小中学校や高等学校と連携し、芸術を志す人材の育成に向けた教育や講座等を開催する。 オ 学生とともに、市民に向けた多彩なアートイベントを開催する。 カ 産学連携、地域連携などの推進を図るため、実施体制を強化する。</p>	<p>(2) 研究実施体制等に関する目標</p> <p>ア 特色ある研究活動を推進するため、研究の実施体制や環境の整備を行い、実技と理論とが連携する研究体制を構築する。</p> <p>イ 研究の質を向上させるため、研究の方法や内容・成果に対する評価体制について不断に見直す。</p> <p>3 その他の目標</p> <p>(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標</p> <p>地域に根ざした公立大学として、社会との連携をさらに推進するとともに、教育研究の成果を積極的に社会に還元する。</p>	<p>(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 研究実施体制や研究環境の整備 (ア) 研究環境の整備／研究の実施体制や環境を検証・整備するとともに、実技と理論が連携する総合的な研究体制を構築し、特色ある研究活動を推進する。</p> <p>イ 研究方法や内容等の評価体制の不断の見直し (ア) 研究成果の点検・評価等／研究方法、内容、成果に対する点検・評価方法を検討し、評価の結果を研究方法等の改善に役立てる仕組みを構築する。</p> <p>3 その他の目標を達成するための措置</p> <p>(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 社会との連携及び教育研究成果の還元 (ア) 金沢市をはじめとする自治体との協働／金沢市をはじめとする自治体との連携を通して、教育研究成果を社会に還元する。 (イ) 企業等からの受託研究・共同研究の実施／本学の知的資源を活かして、企業等からの受託研究・共同研究について、教育的に有効なものを実施する。 (ウ) 大学等教育研究機関との連携／他大学や他の教育研究機関と連携して、研究を推進する。 (エ) 小中学校・高等学校との連携／小中学校、高等学校と連携して、芸術関連の効果的な教育研究や啓発活動を実施する。 (オ) 市民に向けたアートイベントの開催／本学の特色ある研究を活かして、市民に向けたアートイベント等の活動を実施する。 (カ) 実施体制の強化／社会連携の実施体制を検証し、再編する。また、知的財産を統括する組織を設置し、その管理・展開を行う。</p>
--	--	---	--

<p>(2) 国際化に関する目標</p> <p>国際感覚豊かな教育研究活動を推進するため、学生や教員の国際交流の機会を拡大する。</p> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標</p> <p>(1) 運営組織の改善に関する目標</p> <p>社会情勢の変化に迅速かつ的確に対応するため、教職員が一体となった柔軟で機動的な運営組織を構築する。</p> <p>(2) 教育研究組織の見直しに関する目標</p> <p>特色ある教育研究を推進するとともに、社会の教育研究に対する要請や学生の学習需要の変化等に対応するため、教育研究組織について不断の見直しを行う。</p>	<p>(2) 国際化に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 教育研究における国際交流を推進するため、学生や教員の海外交流の機会を拡大するとともに、交流内容の充実を図る。</p> <p>イ 外国人留学生の受入れの拡大を目指し、受入制度を検討し、有効かつ実現可能と認められるものについて、制度化を図る。</p> <p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 運営組織の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 理事長（学長）のリーダーシップを支えるため、理事が業務を分掌し、理事長の意思決定を支援・補佐する体制を構築する。【22年度】</p> <p>イ 法人の意思形成の適正性を保つため、理事会、審議機関、教授会などの各機関の連携と分担が明確な組織運営を行う。【22年度】</p> <p>ウ 機動的で迅速な意思決定を実現するため、権限と責任の明確化を図るとともに、教職員が一体となった執行組織を構築する。【22年度】</p> <p>(2) 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 学問状況の変化や社会的要請に対応し、効果的な教育・研究を推進するため、学部、研究科の再編など、教育研究組織の在り方を不断に検証し、必要な改善を図る。</p> <p>イ 客観的、合理的な改善等を推進するため、自己点検・評価はもとより、第三者評価機関の意見や評価結果などに</p>	<p>(2) 国際化に関する目標</p> <p>海外の大学との交流など、学生や教員による国際交流事業を展開する。また留学生を積極的に受け入れる。</p> <p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標</p> <p>(1) 運営組織の改善に関する目標</p> <p>社会情勢の変化に迅速かつ的確に対応するとともに、自主自律した大学運営を行うため、理事長（学長）の指導力の下、教職員による柔軟で機動的な大学運営を行う。</p> <p>(2) 教育研究組織の見直しに関する目標</p> <p>特色ある教育研究を推進するとともに、学習に対する学生の需要や研究に対する社会の要請を検討し、教育研究組織について計画的な見直しを行う。</p>	<p>(2) 国際化に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 国際交流の機会の拡大</p> <p>(ア) 国際交流の充実／教育研究に関する国際交流を充実させるため、交流協定を結ぶ大学等との連携事業等を推進するとともに、学生の留学等海外派遣事業の支援体制を整備する。</p> <p>(イ) 外国人留学生受け入れの拡大／外国人留学生の受入れを拡大するため、受入体制、教育体制、環境等の検証を行う。</p> <p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 運営組織の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 柔軟で機動的な運営組織の構築</p> <p>(ア) 学長によるガバナンス体制の充実／法令に則り、学長によるガバナンス体制を充実させるため、学長裁量経費の確保や学長を補佐する体制の確立等の措置を実施する。</p> <p>(イ) 学内組織の運営機能の強化／理事会、経営審議会、教育研究審議会の連携を密にし、情報を共有化する等の措置を実施して、学内組織の運営強化を図る。</p> <p>(2) 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 教育研究組織の不断の見直し</p> <p>(ア) 教育研究組織の検証、改善／学部及び大学院について、科・専攻の編制、学生定数、教員定数等について不断の検証を行い、改善に努める。</p>
--	--	--	---

<p>(3) 人事制度の改善に関する目標</p> <p>ア 大学運営や教育研究活動を効果的かつ効率的に推進するため、大学の特性や教育研究活動の実情に即した柔軟で弾力的な人事制度を構築する。</p> <p>イ 教職員の資質向上や教育研究活動の活性化を図るため、能力、意欲、努力、業績等が公平・公正に評価され、教職員のモチベーションを高めることのできる評価制度を構築する。</p> <p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <p>新しい運営体制に即した事務処理を行うため、現行の事務処理を見直し、事務の効率化及び合理化を図る。</p>	<p>基づき大学運営を改善する。</p> <p>(3) 人事制度の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 柔軟で弾力的な人事制度の構築 (ア) 事務職員について、市派遣職員から法人採用職員への計画的な切替えを実施する。 (イ) 効果的、効率的な教育研究活動を実現するため、多様な雇用形態や任用制度等について検討し、教育研究の質の向上に資すると認められるものについて、制度化を図る。 【前期： 検討、中期・後期： 制度化】 (ウ) 能力開発や専門性の向上を図るため、教職員の研修制度を整備する。【前期】</p> <p>イ 適正な教職員評価制度の構築 教職員の多様な活動や業績を適正に評価し、その結果を処遇に反映できる評価制度を構築するため、制度内容について検討し、試行による効果の検証を経て、制度化を図る。 【前期： 検討、中期： 試行】</p> <p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 事務処理の簡素化、合理化を進め、大学管理コストの縮減を図るため、事務手続や決裁権限などの見直しや定型的業務や専門的業務の外部委託等を実施する。 (2) 効率的な事務処理等を実現するため、大学運営に係る企画・立案能力や、学生・教務事務に関する専門知識を有した専門職員を任用・育成する。 (3) 学内での監査機能を担保するため、組織内部で相互牽制が働く体制を整える。 【22年度】</p>	<p>(3) 人事制度の改善に関する目標</p> <p>ア 大学の特性に即した柔軟で弾力的な人事制度を運用することによって、大学運営や研究教育を効果的かつ効率的に推進する。また、教職員の研修制度の充実を図る。</p> <p>イ 教職員の評価制度を不断に見直すことによって、教職員のモチベーションを高め、教育研究活動の活性化を図る。</p> <p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <p>法人の運営に資するため、事務等の適正な効率化及び合理化を行うとともに、労働環境の整備を図る。</p>	<p>(3) 人事制度の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 柔軟で弾力的な人事制度の構築と運用 (ア) 法人職員採用・昇任計画の策定／法人職員の採用計画及び昇任計画の策定を行う。 (イ) 教員人事制度の見直し／教育研究活動の質の向上のために、多様で柔軟な教員人事制度を検討する。 (ウ) 教職員の研修制度の充実／教職員の育成、資質向上のために、効果的で多様な研修計画、研修方法を策定し、実施する。</p> <p>イ 教職員評価制度の不断の見直し (ア) 教職員評価制度の検証、改善／教職員の評価制度を不断に検証、改善し、資質や能力の向上等につなげる。</p> <p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <p>ア 事務の効率化 (ア) 事務処理の効率化／事務処理の効率化・合理化を進め、かつ労働環境の整備を図るために、不断の検証、改善を実施する。</p>
---	--	--	---

<p>第4 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <p>財政基盤の強化を図るため、競争的資金の獲得や寄附金その他の外部資金の導入に積極的に取り組む。</p> <p>2 経費の効率化に関する目標</p> <p>(1) 人件費の適正化に関する目標</p> <p>総人件費の適正化を図るため、教育研究の水準の維持・向上に配慮しながら、組織運営の効率化や要員の採用・配置等の適正化を進める。</p> <p>(2) 人件費以外の経費の効率化に関する目標</p> <p>人件費以外の経費の効率化を図るため、弾力的かつ効果的な予算執行に努めるとともに、業務の簡素化及び効率化を進める。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 外部研究資金に関する幅広い情報を提供する。【22年度】</p> <p>(2) 文部科学省科学研究費補助金等の競争的資金の獲得に取り組む。</p> <p>(3) 大学の特性を生かした独自の自己収入増加策を検討し、民間の企業や芸術団体などからの資金の導入に取り組む。</p> <p>2 経費の効率化に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 人件費の適正化に関する目標を達成するための措置</p> <p>法人の効率的、効果的な運営を図るため、教職員配置計画を策定し、計画的な教職員の定数管理と適正配置を行う。</p> <p>(2) 人件費以外の経費の効率化に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 管理的経費においては、効率的、効果的な執行に努める。</p> <p>イ 物品や備品の共同購入やインターネットの活用など、調達方法の改善を図り、効率的な予算執行を進める。【22年度試行】</p> <p>ウ 重複投資を防ぐため、備品の共同利用等を促進する。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <p>科学研究費補助金などの競争的研究資金、社会連携等による共同研究及び受託研究などの外部資金、寄附金等の獲得に積極的に取り組む。</p> <p>2 経費の効率化に関する目標</p> <p>(1) 人件費の適正化に関する目標</p> <p>教育研究の水準の維持・向上に配慮しながら、教職員等の採用・配置等の適正化を進める。</p> <p>(2) 人件費以外の経費の効率化に関する目標</p> <p>弾力的かつ効果的な予算執行に努めるとともに、業務の簡素化及び効率化を進める。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 外部資金の積極的導入</p> <p>(ア) 外部研究資金の情報提供／外部研究資金に関する幅広い情報を提供する。</p> <p>(イ) 文部科学省科学研究費補助金の獲得／文部科学省科学研究費補助金等の競争的資金の獲得に取り組む。</p> <p>(ウ) 社会連携や寄附金等の外部資金の導入／大学の特性を生かした独自の自己収入増加策を検討し、企業等からの資金の導入に取り組む。</p> <p>2 経費の効率化に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 人件費の適正化に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 教職員等の適正な採用・配置</p> <p>(ア) 教職員の定数管理と適正配置／教職員配置計画に基づき、計画的な教職員の定数管理と適正配置を行う。</p> <p>(イ) その他の要員の適正配置／要員配置計画に基づき、適切な要員の配置を行う。</p> <p>(2) 人件費以外の経費の効率化に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 効率的な予算執行</p> <p>(ア) 管理的経費の効率的な執行／管理的経費の効率的、効果的な執行に努める。</p> <p>(イ) 物品等の調達方法の改善／物品や備品の調達方法の改善を図り、効率的な予算執行を進める。</p>
--	---	---	--

<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <p>資産の適正な管理を行うため、常に資産の状況について把握・分析を行い、効果的な活用を図る。</p> <p>第5 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>自己点検・評価の結果を大学運営の改善に有効に反映させるため、点検・評価の内容、方法、体制等について不断の見直しを行う。</p> <p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</p> <p>社会に対する説明責任を果たすため、学内情報の公開等に関する基本方針を定め、積極的な情報公開を図るとともに、大学の活動を広く社会に示すため、教育研究活動等について積極的な情報発信を図る。</p>	<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 効果的な資産の運用を行うため、資金計画を策定し、効率的かつ確実な資金運用を行う。</p> <p>(2) 大学が所有する美術品に関して、ホームページを通じて所蔵品情報を公開し、学外での有益な活用を推進する。 【前期】</p> <p>(3) 使用料金収入を獲得するため、大学の教育研究活動に支障がない範囲で、大学施設の学外者への有償貸付けなどを行う。【22年度検討】</p> <p>第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 効果的な点検・評価を行うため、評価項目や評価基準を不断に見直し、その結果を実践する。</p> <p>(2) 自己点検・評価の結果を大学運営の改善に反映するための全学的な体制を整備する。【22年度】</p> <p>(3) 大学の点検・評価について説明責任を果たすため、ホームページ等を活用し、評価結果を積極的に公表する。【23年度】</p> <p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 学内情報の公開に関する基本方針を定め、実施体制を整備する。【22年度】</p> <p>(2) 大学の活動を広く市民に示すとともに、教育・研究・社会活動・国際交流に関する大学広報力を強化し、美大ブランドの確立を目指す。</p>	<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <p>資産の適正な管理を行うため、常に資産の状況について把握・分析を行い、効果的な活用を図る。</p> <p>第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>自己点検・評価の結果を大学運営の改善に有効に反映させるため、点検・評価の内容、方法、体制等について、計画的かつ不断に見直しを行うとともに、その結果を公表する。</p> <p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</p> <p>社会に対する説明責任を果たすため、積極的な情報公開を図る。また大学の活動を広く社会に示すため、教育研究活動や大学の特色について、積極的な情報発信を行う。</p>	<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 適正な資産管理</p> <p>(ア) 適正な資金運用／資金計画に基づき、効率的かつ安全確実な資金運用を行う。</p> <p>(イ) 所蔵品の効果的な活用／大学が所有する美術品等について、ホームページを通じて所蔵品情報を公開し、貸出し等学外での有益な活用を推進する。</p> <p>(ウ) 大学施設の有償貸付／大学施設について、大学の教育研究活動に支障がない範囲で、学外者への有償貸付け等を行う。</p> <p>第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 自己点検・評価の不断の見直し</p> <p>(ア) 点検・評価の見直し及び改善／恒常的・循環（サイクル）的な自己点検・評価を実施する。大学評価結果等を基にした改善計画書の作成と、改善の実施を行う。また、自己点検・評価の実施において、学生の視点を取り入れる。</p> <p>(イ) 評価結果の公表／評価結果の公表を積極的かつ効果的に行い、かつPDCAサイクルにこれを位置づける。</p> <p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 情報公開・発信等の充実</p> <p>(ア) 広報実施体制の改革／広報実施体制と広報戦略を見直し、広報活動を強化する。</p> <p>(イ) 広報媒体の刷新／印刷媒体やホームページ等の広報媒体と方法を見直し、新規広報媒体の発行・発信を含めた改善を行う。</p>
---	--	---	---

<p>第6 その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <p>施設設備の利用環境を良好に保ち、有効に活用するため、常に利用状況を把握するとともに、施設等の機能保全や維持管理を計画的に実施する。</p> <p>2 大学支援組織等との連携強化に関する目標</p> <p>学外からの支援体制を充実するため、同窓会、保護者組織、芸術関連組織等との連携の強化を図る。</p> <p>3 安全管理に関する目標</p> <p>災害、事故、犯罪、感染症等による被害の発生防止に努めるとともに、被害の発生に迅速かつ適切に対応するため、危機管理体制の充実・強化を図る。</p>	<p>第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 施設設備を適正に管理するため、施設台帳等を整備するとともに、年次的な修繕・改良計画を策定する。【22年度】</p> <p>(2) 現在の施設設備機能の点検や教育の実施に必要な機能の研究を行い、適切なキャンパス計画を策定する。【前期】</p> <p>2 大学支援組織等との連携強化に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 卒業生や同窓会との繋がりを強化するため、これらの者と連携した活動を実施する。【中期】</p> <p>(2) 事務職員の能力の向上を図るため、芸術関連組織や民間企業等との交流研修を実施する。【後期】</p> <p>3 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 危機管理体制の明確化を図る。【22年度】</p> <p>(2) 労働災害等の未然防止を図るため、労働安全衛生法などの関係法令を踏まえた安全衛生管理体制を構築する。【22年度】</p> <p>(3) 加工機器等の安全使用や感染症等への対応など、教職員や学生への指導を徹底し、安全に対する意識の向上を図る。</p>	<p>第5 その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <p>施設設備の利用環境を良好に保ち、有効に活用するため、常に利用状況を把握するとともに、施設等の機能保全や維持管理を計画的に実施する。また大学の将来像を見据え、新キャンパス基本構想の具現化を図る。</p> <p>2 大学支援組織等との連携強化に関する目標</p> <p>同窓会、成美会、芸術関連組織、教育研究組織等との連携の強化を図り、学外からの支援体制を充実させる。</p> <p>3 安全管理に関する目標</p> <p>災害、事故、犯罪、感染症等による被害の発生防止に努めるとともに、被害の発生に迅速かつ適切に対応するため、危機管理体制の充実・強化を図る。また環境に対して十分配慮する。</p>	<p>第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 施設設備の計画管理等</p> <p>(ア) 計画的な施設整備の実施／施設台帳等を整備するとともに、年次的な修繕・改良計画に基づき、施設整備を実施する。</p> <p>(イ) 適切なキャンパス計画の策定等／新キャンパス基本構想に基づき、具体的な新キャンパス基本計画を策定する。</p> <p>2 大学支援組織等との連携強化に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 同窓会、成美会等との連携強化</p> <p>(ア) 連携活動の充実／卒業生や同窓会、成美会等と意見交換を行い、実効的な連携活動を実施する。</p> <p>3 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 危機管理体制の充実・強化及び環境への配慮</p> <p>(ア) 危機管理体制の明確化／危機管理体制の明確化を図る。</p> <p>(イ) 安全衛生管理の推進／安全衛生管理体制に基づき、労働災害、事故等の未然防止を図るとともに、実施体制を検証する。</p>
---	--	---	--

4 人権擁護及び法令遵守に関する目標

社会への責任を果たし、適正な法人運営を推進するため、人権の尊重と法令遵守を徹底する。

別表（学部、研究科等）

学 部	学 科
美術工芸学部	美術科
	デザイン科
	工芸科

研 究 科
美術工芸研究科

4 人権擁護及び法令遵守に関する目標を達成するための措置

- (1) 教職員の倫理意識の啓発や人権侵害等の防止を図るための研修を実施する。
- (2) 知的財産に関する法令違反を未然に防止するため、表現の自由や著作権等に関する研修を実施する。
- (3) 不正経理や個人情報漏えいなどの法令違反を未然に防止するための措置を講ずる。

4 人権擁護及び法令遵守に関する目標

人権の尊重、知的財産の保護、研究倫理や法令遵守を徹底する。また各種ハラスメント行為の発生を防止するための制度の充実・強化を図る。

別表（学部、研究科等）

学 部	学 科
美術工芸学部	美術科
	デザイン科
	工芸科

研 究 科
美術工芸研究科

4 人権擁護及び法令遵守に関する目標を達成するための措置

- ア 人権の尊重と法令遵守の徹底
 - (ア) 教職員の倫理意識の向上／教職員の倫理意識の啓発や人権侵害等の防止を図るための研修等を実施する。
 - (イ) 知的財産、著作権等の意識の向上／知的財産に関する方針を策定し、また知的財産を統括する組織を設置する。
 - (ウ) 不正経理防止、情報セキュリティ体制の強化・充実／研究倫理規定を策定し、また研究倫理を統括する組織を設置するとともに、不正を防止するための体制を整備する。